

担い手育成支援アクションプログラム

令和6年3月18日

千葉県担い手育成総合支援協議会

1 基本的考え方について

本アクションプログラムの策定にあたっては、農業経営基盤強化促進法第5条に基づき県が策定した「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)で掲げた効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、効率的かつ安定的な農業経営体及びこれを目指して経営改善に取り組む経営体の育成及び新規就農者の確保を目指すものとし、必要に応じて見直すこととする。

2 効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成方針

(1) 認定農業者の確保・育成

効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成に向け、農地の集約化に資する「地域計画」の作成を支援するとともに、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承等の効果が期待される法人化を推進する。

また、重要な担い手である女性や後継者等の主体的な経営参画を促し、その能力発揮による家族経営の強化を図るため、家族経営協定の締結と共同申請を推進するなど認定農業者の確保に努める。

すでに認定農業者となっている者に対し、農業経営改善計画の目標達成に向け、規模拡大に必要な農地利用の最適化の促進、経営管理能力向上に必要な講習会等を開催する。

(2) 農業経営体の法人化推進・指導

個別経営体や集落営農組織等に対して、経営力強化を図り、企業的経営体へと育成するため、法人化を推進することとし、法人化説明会等を開催するとともに、法人化志向農業経営体の個別相談対応及び法人設立実務の支援を行う。

(3) 新規就農・新規参入支援

新規就農希望者への支援を関係機関が連携して行い、将来の地域農業の担い手の確保育成を図る。

(4) 企業参入支援

県内への新規農業参入を希望する農地所有適格法人以外の法人の相談に対し、関係機関が連携して対応する。

(5) 担い手への農用地の利用集積

本県農業の持続的な発展を目指す上で、農業生産の基盤である農用地を保全・確保していくため、意欲と能力のある経営感覚に優れた認定農業者へ農用地の利用集積を進めていく。

3 活動等に関する事項

(1) アクションプログラムの推進及び次年度に向けた見直し

「担い手確保・育成等の目標」の達成に向けた取組を、関係機関が連携して推進するとともに、各市町村の地域農業再生協議会の担い手育成に係る機能強化について、積極的な働きかけを行う。

(2) 支援窓口の設置

農業者等からの幅広い相談に対応可能な支援窓口を設置する。

(3) 企業的経営体の育成に向けた経営能力向上研修会等の開催

担い手の経営者能力向上を図るため、会員相互が連携し、農業者や指導者等に対して、各種専門家による研修会等を開催する。

(4) 担い手の法人化促進活動

地域農業の担い手（個人経営・集落営農等）の経営確立手法として、農業経営の法人化に係わる啓発普及（講習会等）を実施する。

(5) 担い手優良活動事例の調査・表彰活動等

担い手の優良活動事例を調査し、国及び全国協議会主催の優良経営体表彰事業に参加する。

(6) 担い手の確保・育成に係る情報の提供等

担い手が、様々な情報をもとに効率的かつ安定的な経営に取り組めるよう、各種普及・啓発資料を作成・配布するとともに、個別の担い手等の相談に応じ、必要な情報を提供する。

また、水田・畑作物を生産する農業者の所得安定に資するため、「経営所得安定対策」の周知及び加入促進を積極的に図る。

加えて、協議会内の各機関の情報共有の強化と、必要な情報を担い手へ迅速に提供する。

(7) 担い手への農用地の利用集積の促進支援

農地中間管理事業等が効率的に実施されるよう、農地中間管理機構、市町村、農業委員会等の連携を支援する。

(8) 地域計画作成に係る支援

市町村が行う地域計画作成の取組について、必要な情報提供や支援を行う。

4 担い手の確保・育成等の目標

別紙「担い手確保・育成等の目標」のとおり。

担い手確保・育成等の目標

令和 6 年 3 月 18 日
千葉県担い手育成総合支援協議会

項 目	現 状 (時 点)	令和 6 年度	令和 7 年度末	
		年間確保 目 標 (目 安)	年間確保 目 標 (目 安)	年 度 末 目 標
新規就農者数 (注 1)	340 人 (令和 5 年 3 月)	450 人	450 人	-
新たに法人化を行 った経営体数 (注 2)	10 経営体 (令和 4 年度)	10 経営体	10 経営体	
集落営農組織数 (注 3)	343 組織 (令和 4 年 6 月)	(2 組織)	(2 組織)	351 組織
担い手の経営耕地 面積が全農用地 面積に占める割合 (注 4)	29.2% (令和 5 年 3 月)	(4.82%)	(4.82%)	51.0%

(注 1) 千葉県農林水産業振興計画 (令和 4 年 3 月) で設定されている目標である、新規就農者数を目標とする。

(注 2) 千葉県農林水産業振興計画 (令和 4 年 3 月) で設定されている目標である、専門家派遣等の県事業を活用し、法人化を行った農業経営体数を目標とする。

(注 3) 千葉県農林水産業振興計画 (令和 4 年 3 月) で設定されている目標である、集落営農の組織化による増加数と高齢化、合併等による減少数を踏まえた 5 年間で 10 組織の増加を目標とする。

(注 4) 千葉県農林水産業振興計画 (令和 4 年 3 月) で設定されている目標である、担い手への農地の集積面積が耕地面積に占める割合を目標とする。